

2006 年 04 月 20 日

国規裁 06-01 号

国内規律裁定委員会 控訴結果通知書

1. 件 名

東日本チャレンジカップ選手権 第 2 戦 筑波大会（2006 年 4 月 9 日開催）における控訴

2. 控訴人

JSB1000 クラス 参加選手 4 名

3. 控訴内容

JSB1000 クラスの優勝車両のガソリン違反における大会審査委員会の与えた罰則の妥当性について

4. 控訴にいたる流れ

JSB1000 クラス決勝レース終了後の再車検時に優勝車両（29 号車）から、サーキット供給ガソリン以外のガソリンが検出され、当該大会審査委員会は当該選手に対し、「国内競技規則付則 4 ロードレース競技規則 13-11-2 項」の違反として、罰金処分を課したが、控訴人（同クラス参加選手 4 名）より、罰則の量刑について控訴が提出された。国内規律裁定委員会は、控訴人および当該大会審査委員会の聴聞会を本日、実施した。

5. 裁 定

この施設供給ガソリンに関する規則の本来の趣旨は、競技の公平性を保つ上で制定されている。MFJ 国内競技規則付則 4 ロードレース競技規則 13-11-2 項の違反（施設供給外ガソリンの使用）に、大会審査委員会が判定した「罰金」を廃棄し「失格」とする。

以上を国内裁定委員会の最終決定とした。

6. 付随事項

1) 成績結果（リザルト）訂正と告知

大会審査委員会を組織した、主催者である（財）日本オートスポーツセンターは、参加選手および関係者に「成績結果（リザルト）の訂正」を速やかに実施し告知しなければならない。